

③ 69歳以下 課税世帯 (3割負担)

2018年4月現在

区分	所得要件	医療費金額 (上限)	食事療養費 (1ヶ月30日で計算)	
			回復期小入院料算定	回復期小入院料算定外
			4階・5階病棟 医療区分Ⅱ・Ⅲ	4階・5階病棟 医療区分Ⅰ
ア	年収1160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	252,600円+ (医療費－ 84万2000円) ×1% (140,100円)	41,400円  (1日：1380円)  (1食：460円)	
イ	年収約770万円～約1160万円 健保：標準報酬月額53万円以上79万円以下 国保：年間所得600万円超901万円以下	167,400円+ (医療費－ 55万8000円) ×1% (93,000円)		
ウ	年収370万円～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上50万円未満 国保：年間所得210万円超600万円以下	80,100円+ (医療費－2 6万円7000円) ×1% (44,400円)		
エ	～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円未満 国保：年間所得210万円以下	57,600円 (44,400円)		

\*1年間で高額療養費の支給が4回以上あった場合  
4回目以降の上限額は ( ) 内の額になります

④ 65歳～69歳 非課税世帯 (3割負担)

区分	所得要件	医療費金額 (上限)	回復期小入院料算定		回復期小入院料算定外
			4階・5階病棟 医療区分Ⅱ・Ⅲ		4階・5階病棟 医療区分Ⅰ
			90日まで	90日以上	
才	低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	18,900円 (1日：630円) (1食：210円)	14,400円 (1日：480円) (1食：160円)	18,900円 (1日：630円) (1食：210円)
	低所得者Ⅰ		9,000円 (1日：300円) (1食：100円)	11,700円 (1日：390円) (1食：130円)	

\*1年間で高額療養費の支給が4回以上あった場合  
4回目以降の上限額は ( ) 内の額になります

\*このほかに居住費がかかります (別紙参照)

⑤ 64歳以下 非課税世帯 (3割負担)

3階・4階・5階病棟入院の方

区分	所得要件	医療費金額 (上限)	90日まで	90日以上
			18,900円 (1日：630円) (1食：210円)	14,400円 (1日：480円) (1食：160円)
才	低所得者	35,400円 (24,600円)		

\*1年間で高額療養費の支給が4回以上あった場合  
4回目以降の上限額は ( ) 内の額になります

## 高額療養費制度

### ◇限度額適用認定証 申請方法

申請をすることにより医療費の支払いが自己負担限度額ですみます（保険料の滞納がない場合）

① 申請に必要なもの：保険証、印鑑

② 申請窓口

・国民健康保険 市役所（国民健康保険課）、各支所（社会福祉事務所）

・協会けんぽ 各支部（郵送可）

岡山支部の場合 〒700-8506 岡山市北区本町 6-36

第一セントラルビル8階

電話 086-803-5780

・健康保険組合の場合は各組合健保にお問い合わせください

### ◇1ヶ月の自己負担金が自己負担限度額（月額）を超えた場合

申請することにより超えた額が高額療養費として払い戻しされます

① 申請に必要なもの

領収書、保険証、印鑑、世帯主の振込口座番号がわかるもの

② 申請窓口 上記同様

## 限度額適用認定証

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請方法（適用は申請月からです）

① 対象：世帯に市民税がかかっていない場合

② 申請に必要なもの

保険証、健康保険証、印鑑、領収書（90日以上入院している場合）

③ 申請窓口 上記同様

\*入院期間が過去1年間に90日以上超えた場合、さらに食事療養費が減額されます。適用は申請翌月からです。

申請に必要なもの

標準負担額減額認定証、印鑑、90日以上入院していることを証明する領収書

限度額適用・標準負担額減額認定証が届きましたら受付に提示をお願いします